

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	乳児保育支援事業補助金
補助事業等の目 標	乳児保育推進のため、保育所等が行う保育士の配置を支援し、児童福祉の向上と安定的な乳児保育の実施を図る。
補助事業等の対 象 者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を設置している社会福祉法人及び同法第34条の15第2項の規定により小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者であって、子育て支援総合助成金交付事業実施要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める事業内容及び留意事項等の要件を満たすもの
補助対象経費	乳児保育支援事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める基準額とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県の補助を受けて実施する補助のため
補助事業等の評 価	乳児保育支援事業補助金交付申請書、乳児保育支援事業補助金精算額調書、乳児保育支援事業実績報告書により、事業の内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	—
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する県の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 乳児保育支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 乳児保育支援事業補助金精算額調書 2 補助金の交付を受けた者は速やかに、乳児保育支援事業実績報告書（様式第5号-1）を市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係

平成23年12月 1日 一部改正

平成28年 3月16日 一部改正（平成28年 4月 1日 施行）

平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

令和 7年10月31日 一部改正 (令和 7年10月31日 施行、令和 7年 4月 1日 適用)  
令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)